

各位

会社名 楽 天 株 式 会 社
代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
(登録銘柄・コード4755)
問合せ先

常務取締役 山田 善久
電話 03-4523-8001

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成16年2月19日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を、下記のとおり、平成16年3月30日開催予定の当社第7回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社、当社子会社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、楽天グループ全体の企業価値向上に資することを目的とし、ストックオプション制度を実施するため。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式6,300株を上限とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

6,300個を上限（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の終値（最終売買価格）の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じうる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\begin{array}{rcc} & & \text{既発行} \\ & & \text{株式数} \\ \text{調整後} & & + \\ \text{行使価額} & = & \frac{\text{調整前} \quad \text{新株予約権発行前1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ & & \times \end{array}$$

上記の場合のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成20年3月31日から平成26年3月29日まで。

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(7) に規定する条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 16 年 3 月 30 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上